（略）	（略）
旅行業法	第十二条の二十四（第二十九条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第九条の二十、第十六条第二項、第十九条の二十一の二、第十九条の三十五の四第三項及び第四十条の二第一項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九
（略）	（略）

別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	（略）
屋外広告物法	第二十条第二項
通訳案内士法	第四十三条第二項
（略）	（略）
旅行業法	第十二条の二十第二項（第二十九条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
屋外広告物法	第二十条第二項
通訳案内士法	第四十三条第二項
（略）	（略）
宅地建物取引業法	第十七条の十一第二項及び第五十条の六
（略）	（略）
旅行業法	第十二条の二十第二項（第二十九条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

（略）	（略）
旅行業法	第十二条の二十四
（略）	（略）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第九条の二十、第十六条第二項、第十九条の二十一の二及び第十九条の三十五の四第三項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九
（略）	（略）

別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	（略）
屋外広告物法	第二十条第二項
（略）	（略）
旅行業法	第十二条の二十第二項
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
屋外広告物法	第二十条第二項
（略）	（略）
宅地建物取引業法	第十七条の十一第二項
（略）	（略）
旅行業法	第十二条の二十第二項
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。